

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年5月29日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフルエーカー札幌屯田店ペット園芸館

所在地 札幌市北区屯田8条4丁目5

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ジョイフルエーカー

住所 札幌市東区北六条東二丁目3番1号

代表者 代表取締役 木村 勇介

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,641 m² (変更後) 5,105 m² (変更年月日) 平成30年5月19日

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

	事項	変更前	変更後	変更年月日
1	駐車場の収容台数	316台	165台	平成30年11月19日
2	駐輪場の位置及び収容台数	添付資料図-3のとおり、150台	添付資料図-4のとおり、113台	位置:平成30年6月19日 収容台数:平成30年11月19日
3	荷さばき施設の位置	添付資料図-3のとおり	添付資料図-4のとおり	平成30年6月19日
4	廃棄物等の保管施設の位置	添付資料図-3のとおり	添付資料図-4のとおり	平成30年6月19日

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口4箇所、添付資料図-3のとおり

(変更後) 出入口3箇所及び出口1箇所、添付資料図-4のとおり

(変更年月日) 平成30年5月19日

(4) 変更する理由

ア 屋内・屋外園芸売り場及びリフォーム売り場の隔地への移転に伴い、屋外売場の建物を駐車場等に用途変更を申請する結果、店舗面積が大幅に減少するため。

イ-1 店舗面積の減少により必要駐車台数が減少となるため

イ-2 お客様の利便性の向上及び店舗面積の減少により必要駐輪台数が減少となるため

イ-3、4 売場のレイアウト変更に伴い、後方施設の効率的な運営を図るため

ウ 来店車両の出入りの輻輳を極力回避できるよう、交通安全対策を講じるため

2 届出年月日 平成30年5月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 平成30年5月29日～平成30年10月1日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く)

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内(平成30年10月1日まで)に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。